

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月11日

【四半期会計期間】 第70期第3四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社イトーキ

【英訳名】 ITOKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 嘉朗

【本店の所在の場所】 大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」
で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 東京03(6910)3910(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 森谷 仁昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社イトーキ東京本社
(東京都中央区日本橋二丁目5番1号)

(注)第1四半期会計期間より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第3四半期 連結累計期間	第70期 第3四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自 2018年1月1日 至 2018年9月30日	自 2019年1月1日 至 2019年9月30日	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
売上高 (百万円)	85,186	92,137	118,700
経常利益 (百万円)	1,561	1,510	2,367
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	947	456	1,725
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	922	533	857
純資産額 (百万円)	47,595	46,651	47,504
総資産額 (百万円)	104,072	108,391	108,710
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	20.78	10.00	37.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.2	42.6	43.1

回次	第69期 第3四半期 連結会計期間	第70期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純損失 () (円)	17.02	11.16

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税及び地方消費税を含めておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 第1四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(オフィス関連事業)

第1四半期連結会計期間より、(株)梅鉢屋及び、GlobalTreehouse(株)は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

なお、2019年9月30日現在では、当社グループは、当社及び連結子会社31社により構成しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が継続したことにより、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米中の貿易摩擦に伴う中国経済の先行きや原油価格の上昇、金融資本市場の変動の影響など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「働き方変革130」をキャッチフレーズに掲げた3ヶ年の中期経営計画の2年目として、全社をあげて収益性・生産性・創造性・満足度の向上に継続して取り組んでいます。

オフィス関連事業においては、当社グループの「働き方変革」の中核となる新本社オフィス「ITOKI TOKYO XORK(イトーキ・トウキョウ・ゾーク)」を通じた積極的な営業活動を展開し、商談機会の創出に努めました。また、設備機器関連事業においても国を挙げて進められている働き方改革の効果や人手不足の解消を目指した積極的な設備投資などの影響により、生産工場や物流センター、研究施設などにおける受注が好調に推移しました。

その他事業のパーソナル環境事業においては、鎌倉市役所・東京大学・地域住民・イトーキが協働し、社会と地域の課題解決に取り組んでいる鎌倉リビングラボにおいて共同開発したテレワーク用家具「ONOFF」「UBIQ」、ゲーミングチェアの優れた特徴を生かした高機能タスクチェア「X FOCUS CHAIR」などのオンライン販売を開始するなどビジネスモデルの改革を進めています。

新規事業におきましては、GlobalTreehouse(株)が運営する「Aoyama Treehouse」のマインドフィットネススペースやレストラン、200人が収容可能なイベントスペース、イノベーションカリキュラムなどを活用いただける会員企業の獲得活動を開始しました。

この結果、売上高は921億37百万円(前年同期比8.2%増)、営業利益は14億72百万円(前年同期比18.0%増)、経常利益は15億10百万円(前年同期比3.3%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は4億56百万円(前年同期比51.8%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

オフィス関連事業につきましては、国内事業は首都圏や都市部などを中心とした新築・移転の需要拡大やリニューアル需要を受け、「ITOKI TOKYO XORK」をワーキングショールームとして活用したオフィスプランのトータル提案や、働き方改革に即したソリューションの提案など中長期的な視点に立ったお客様との関係構築に努めた結果、本社オフィス移転による家賃負担増があったものの、売上高・営業利益ともに堅調に推移しました。一方、新規事業であるGlobalTreehouse事業は、設備投資や人材採用、プロモーションなどに係る費用が増加しました。

海外事業は、中国における営業体制の再構築と米中貿易摩擦などによる売上高・営業利益の減少などの影響がありました。

その結果、業績につきましては、売上高494億70百万円(前年同期比4.6%増)、営業利益14億14百万円(前年同期比26.3%減)となりました。

[設備機器関連事業]

設備機器関連事業につきましては、物流設備のシステムストリーマーSASや公共施設のデジタルサイネージや美術館・博物館向けの展示ケースの受注が好調に推移したほか、グループ会社である㈱ダルトンとTarkus Interior Pte Ltdが堅調に推移した結果、増収増益となりました。

その結果、業績につきましては、売上高407億35百万円(前年同期比13.8%増)、営業利益3億46百万円(前年同期は4億49百万円の営業損失)となりました。

[その他]

その他事業につきましては、パーソナル環境事業においてはライフスタイルの変化や少子化を要因とした競争環境激化の影響が続くなか、差別化を図るべく販売チャネルの一部見直し等ビジネスモデルの改革に継続して取り組みました。学習机などの子ども向け家具のほか、働き方改革の推進で増加している在宅ワークに対応するタスクチェアやデスクの発売も開始しました。また、新たなカテゴリーとして発売したゲーミングチェア2種を「東京ゲームショー2019」に初出展しプロモーションを行うなど、新たな販路の拡大にも取り組みました。こうした様々な取り組みを積極的に推進していますが、再成長軌道に乗るには時間を要しており、減収減益となりました。

その結果、業績につきましては、売上高19億32百万円(前年同期比7.7%減)、営業損失2億88百万円(前年同期は2億20百万円の営業損失)となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて3億18百万円減少し、1,083億91百万円となりました。これは主に、現金及び預金が23億39百万円、有形固定資産が15億78百万円、無形固定資産が5億8百万円増加し、受取手形及び売掛金が71億8百万円減少したことによるものです。

(負債の部)

負債合計は、前連結会計年度末に比べて5億34百万円増加し、617億39百万円となりました。これは主に、短期借入金22億24百万円、長期借入金24億75百万円増加し、支払手形及び買掛金が19億11百万円、退職給付に係る負債が10億17百万円減少したことによるものです。

(純資産の部)

純資産は、前連結会計年度末に比べて8億53百万円減少し、466億51百万円となりました。これは主に、非支配株主との取引等により資本剰余金が5億81百万円減少したことによるものです。また、自己資本比率は前連結会計年度末から0.5ポイント下落し42.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。)を定めており、その内容等は次のとおりであります。

・基本方針の内容

当社は、2008年2月18日開催の当社取締役会において基本方針を定めるとともに、2008年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、2011年3月25日開催の当社第61回定時株主総会及び2014年3月26日開催の当社第64回定時株主総会並びに2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容の一部を変更し(以下、最新の変更後の対応策を「本プラン」といいます。)、更新いたしております。

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

・基本方針の実現に資する取組みの概要

1. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、1890年に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成、令和と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、1950年には製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、2005年6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。

当社グループは、お客様に製品やサービスを提供することにとどまらず、企業としての社会的責任を最大限果たすことが、当社グループの存在意義であると認識し、経営活動を営んでおります。また、「健康経営」を宣言し、CS(顧客満足度)とES(従業員満足度)の両立を目指す事業活動に注力しております。

ミッションステートメントとして『明日の「働く」を、デザインする。』を掲げ、中長期的な見地から、常に未来の社会における「働く」を考え、社会と社員の元気につなげ、生産性の向上や創造性を発揮し、あらたな価値を生み出すことを目指しております。

当社グループは、過年度の業績達成状況及び今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当社が創業130周年を迎える2020年を最終年度とした2018年から2020年までの3ヶ年の中期経営計画を策定しております。

世界経済の先行きに対する不透明感が継続し、国内マーケットにおいても競争激化が進む環境下ではありますが、この中期経営計画においては「働き方変革130」をキャッチフレーズとして、以下に掲げております「変革のポイント」に基づき、『「働き方変革」を実践する』、『「お客様活き活き」を創出する』、『「社員活き活き」を向上する』、『「地球生き生き」に貢献する』、『「時代の先端」を切り開く』を重点方針とした経営戦略を強力に推し進めてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

1. 本プランへの更新の目的

本プランは、上記 . に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランに更新いたしております。

2. 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記1. の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様のご意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主の皆様にご利益を与えない場合等、2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、及び（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する取組み（上記 . ）について

当社は、上記 . に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 . ）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は19億19百万円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,830,000
計	149,830,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	45,664,437	45,664,437	東京証券取引所 (市場第一部)	・完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	45,664,437	45,664,437		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日	-	45,664,437	-	5,294	-	10,832

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 600		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,611,400	456,114	同上
単元未満株式	普通株式 52,437		同上
発行済株式総数	45,664,437		
総株主の議決権		456,114	

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(株)イトーキ	大阪市中央区淡路町 一丁目6番11号	600		600	0.0
計		600		600	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,229	18,568
受取手形及び売掛金	33,160	26,052
電子記録債権	1,837	2,090
有価証券	300	-
商品及び製品	4,501	4,358
仕掛品	1,957	2,388
原材料及び貯蔵品	2,276	2,551
その他	1,362	1,547
貸倒引当金	446	483
流動資産合計	61,180	57,073
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,058	11,636
土地	9,613	9,613
その他（純額）	5,689	6,690
有形固定資産合計	26,361	27,940
無形固定資産		
のれん	2,969	2,561
その他	1,490	2,407
無形固定資産合計	4,459	4,968
投資その他の資産		
投資有価証券	6,422	6,771
長期貸付金	32	3
繰延税金資産	1,830	1,824
退職給付に係る資産	1,272	1,313
その他	7,596	8,182
貸倒引当金	445	445
投資その他の資産合計	16,708	17,650
固定資産合計	47,529	50,559
繰延資産		
開業費	-	758
繰延資産合計	-	758
資産合計	108,710	108,391

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,116	13,204
電子記録債務	7,764	6,856
1年内償還予定の社債	74	40
短期借入金	9,230	11,455
1年内返済予定の長期借入金	2,009	2,013
未払法人税等	1,163	578
未払消費税等	257	629
設備関係支払手形	454	214
賞与引当金	1,464	1,658
受注損失引当金	1	7
製品保証引当金	39	31
その他	7,557	6,511
流動負債合計	45,133	43,202
固定負債		
社債	180	160
長期借入金	4,097	6,573
繰延税金負債	469	414
退職給付に係る負債	5,016	3,998
役員退職慰労引当金	86	89
製品自主回収関連損失引当金	90	90
その他	6,129	7,210
固定負債合計	16,071	18,537
負債合計	61,205	61,739
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,277	5,294
資本剰余金	9,786	9,204
利益剰余金	31,106	30,876
自己株式	0	0
株主資本合計	46,170	45,374
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	791	1,078
為替換算調整勘定	139	28
退職給付に係る調整累計額	245	222
その他の包括利益累計額合計	686	826
非支配株主持分	647	450
純資産合計	47,504	46,651
負債純資産合計	108,710	108,391

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
売上高	85,186	92,137
売上原価	54,770	60,590
売上総利益	30,416	31,547
販売費及び一般管理費	29,168	30,075
営業利益	1,247	1,472
営業外収益		
受取利息	11	14
受取配当金	114	87
受取賃貸料	146	139
受取保険金	23	11
その他	312	251
営業外収益合計	607	505
営業外費用		
支払利息	127	173
減価償却費	30	38
開業費償却	-	133
その他	135	120
営業外費用合計	293	467
経常利益	1,561	1,510
特別利益		
固定資産売却益	486	4
投資有価証券売却益	3	3
特別利益合計	490	8
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	84	20
投資有価証券評価損	3	-
製品保証引当金繰入額	39	-
その他	11	0
特別損失合計	139	20
税金等調整前四半期純利益	1,912	1,498
法人税、住民税及び事業税	1,373	1,251
法人税等調整額	368	147
法人税等合計	1,005	1,103
四半期純利益	907	394
非支配株主に帰属する四半期純損失()	40	61
親会社株主に帰属する四半期純利益	947	456

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益	907	394
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	286
為替換算調整勘定	105	170
退職給付に係る調整額	113	22
その他の包括利益合計	15	138
四半期包括利益	922	533
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	966	596
非支配株主に係る四半期包括利益	44	63

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、(株)梅鉢屋及び、GlobalTreehouse(株)は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

次の関係会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
GlobalTreehouse(株)	606百万円	- 百万円

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形割引高	686百万円	2,573百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
減価償却費	1,678百万円	2,335百万円
のれんの償却額	298百万円	306百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	592	13	2017年12月31日	2018年3月29日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

当社は、2018年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2018年8月31日付で、自己株式の消却を実施いたしました。これにより、当第3四半期連結累計期間において、資本剰余金が2,407百万円、利益剰余金が2,253百万円、自己株式が4,660百万円減少しており、当第3四半期連結会計期間末において資本剰余金が9,812百万円、利益剰余金が30,327百万円、自己株式が0百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	592	13	2018年12月31日	2019年3月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	47,313	35,780	83,093	2,093	85,186	-	85,186
セグメント間の内部 売上高又は振替高	172	676	848	-	848	848	-
計	47,485	36,456	83,942	2,093	86,035	848	85,186
セグメント利益 又は損失()	1,917	449	1,467	220	1,247	-	1,247

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業並びにソフトウェア開発事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	49,470	40,735	90,205	1,932	92,137	-	92,137
セグメント間の内部 売上高又は振替高	146	546	692	7	700	700	-
計	49,616	41,282	90,898	1,939	92,838	700	92,137
セグメント利益 又は損失()	1,414	346	1,760	288	1,472	-	1,472

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業並びにソフトウェア開発事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純利益	20円78銭	10円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	947	456
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	947	456
普通株式の期中平均株式数(千株)	45,579	45,631

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月11日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 秀 樹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 大 夏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーキの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。